

高砂市学校図書館図書廃棄基準

高砂市教育委員会学校教育課

2023 年 4 月 1 日 制定

本委員会管下の学校の実施する図書廃棄の基準を次のように定める。

この基準は、全国学校図書館協議会学校図書館図書廃棄基準を基に高砂市の実態を加味し、検討および整理をほどこし定めたものである。

I 一般基準

次の各項のいずれかに該当する図書は、廃棄して更新の対象とする。

ただし、年間廃棄可能冊数については、購入冊数が廃棄冊数を上回る範囲か、図書充足率が 100%を下回らない範囲とする。

1. 受入後 15 年経過した図書。
2. 形態的には使用に耐えうるが、記述内容・掲載資料・表記等が古くなり利用価値の失われた図書。
3. 新しい学説や理論が採用されていない図書で、史的資料としても利用価値の失われた図書。
4. 時間経過に伴いカラー図版資料の変色が著しいため、誤った情報を提供する可能性がある図書。
5. 利用頻度の著しく低い複本で保存分を除いた図書。
6. 改訂版や新版が刊行され、内容に変更があった図書。
7. 破損・汚損等により書籍として使用に耐えられなくなった図書。
8. 紛失した図書。
9. 「学習指導要領」の改訂により学習事項やその取り扱いに変更があった図書。

Ⅱ 種別基準

次の種別に属する図書は、「Ⅰ 一般基準」に加えてそれぞれの種別ごとの各項に該当する場合、廃棄して更新の対象とする。

1. 図鑑

- 1) 最近の研究成果によって内容が変更された図書。

2. 歴史書・伝記

- 1) 新資料の発見等により史実について内容が変更された図書。

3. 地図帳

- 1) 記載地名等に変更があった図書。

4. 法律書・法令書

- 1) 主要な法律・法令の改正があった図書。

5. 人権関係書

- 1) 記述内容に人権擁護上の問題が明らかとなった図書。

6. 技術書・実験書

- 1) 技術・実験についての記述内容に変更があった図書。
- 2) 記述内容に安全上問題であることが明らかとなった図書。

7. 公害・環境問題関係書

- 1) 最近の研究成果によって内容が変更された図書。

8. スポーツ関係書

- 1) 種目・ルール・技術・用具等に変更があった図書。

9. 辞典

- 1) 語義・語源・用例等の記述に変更があった図書。
- 2) 常用漢字や教育漢字表が改訂された図書。

Ⅲ 寄贈された本について

受入後、概ね 20 年が経過した図書

Ⅳ 雑誌・新聞

雑誌：週刊誌は 1 年、それ以外は 2 年

新聞：概ね 1 年

Ⅴ 廃棄の対象としない図書

次の図書は原則として廃棄の対象としない。

1) 郷土資料

2) 自校資料

《運用上の留意事項》

1. 図書の更新にあたっては、教育課程に適合した蔵書構成となるように組織的に対処する。
2. 備品図書の廃棄は、高砂市財務規則にしたがって行う。

・除籍年限のめやす

利用における除籍年限の基準として次の年限を目安とする。ただし、資料個別に判断が必要な場合はこの限りではない。

寄贈図書	受入後概ね 20 年経過
基本図書	受入後概ね 15 年経過
雑誌	週刊誌は 1 年、それ以外は 2 年
新聞	概ね 1 年